

一般社団法人 香川県バスケットボール協会 組織及び運営に関する基本規程

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人 香川県バスケットボール協会(以下「本協会」という。)の定款の定めに従い、本協会の組織及び運営に関する基本原則を定める。

(遵守義務)

第 2 条 本協会に加盟又は登録する団体(登録チーム及び参加の連盟、市町村バスケットボール協会等加盟団体、認可団体、以下本章において「加盟・登録団体」という)及び個人(選手、指導者等のチームスタッフ、審判員及び役職員その他の関係者、以下本章において「選手等」という)は、定款、本規程及びこれに付随する諸規程並びに公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「日本協会」という)、国際バスケットボール連盟(以下「FIBA」という)及びFIBA ASIAの諸規程並びにスポーツ仲裁裁判所(以下「CAS」という)及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構(以下「JSAA」という)の仲裁関連規則のほか、本協会、FIBA及びFIBA ASIA日本協会並びにCAS及びJSAAの指示、指令、命令、決定並びに裁定等を遵守する義務を負う。

- 2 加盟・登録団体及び選手等は、本協会がやむを得ないと認める場合を除き、本協会及び日本協会、FIBAの許可なしには、本協会及び日本協会以外の他国の各バスケットボール協会に加盟することはできず、また、他国の各バスケットボール協会の所轄におけるその主催試合及び競技会に参加することはできない。
- 3 加盟・登録団体及び選手等は、日本協会又はFIBA、FIBA ASIAによって正式に定められかつ本協会及び日本協会並びにこれらの団体及び個人が服るべきとされた国際競技カレンダー並びに国際試合または国際大会に関する規定等を遵守するものとする。
- 4 人種、性、言語、宗教、政治又はその他の事由を理由とする国家、個人又は集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本規程及びその附属規程に従って懲罰の理由とされることがある。
- 5 加盟・登録団体および選手等は、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟及び日本中学校体育連盟の5団体が採択した「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を尊重するものとする。

第2章 正社員

(正社員)

第 3 条 本協会には、20名以上30名以内の正社員を置く。

- 2 正社員は、正社員選考委員会の推薦により理事会の承認により資格を保有する。
- 3 正社員は、本協会の役員及び特別委員会委員を兼ねることはできない。

(正社員の推薦)

第 4 条 正社員選定委員会に正社員候補者を推薦できる者は、定款第11章において認められた加盟団体等(別表1)の中から、次のとおりとする。

- (1) 加盟団体市町連絡協議会の代表 (1名)
- (2) 傘下の連盟の代表者(団体の規模により各連盟等から 各1名～4名で調整)
- (3) 認定団体の代表(1名)
- (4) 理事が推薦する学識経験者等 (3名以上5名以内)
- (5) 理事が推薦する候補者は、会長の提案を受けて理事会で承認する。

- 2 理事会が推薦する候補者は、会長の提案を受けて理事会で承認する。
- 3 次条第1項の規定により正社員候補者が正社員として選定されなかった場合、当該正社員候補者を推薦した正社員推薦者は、当該正社員候補者に代わる新たな正社員候補者を推薦できるものとする。
- 4 正社員が任期の満了前に退任した場合、退任した正社員を推薦した正社員推薦者は、当該退任した正社員に代わる新たな正社員の候補者を推薦できるものとする。

(正社員選定委員会)

- 第 5 条 正社員の選任及び解任は、正社員選定委員会において行う。
- 2 正社員選定委員会は、正社員3名、第4項の定めに基づいて選定された外部委員2名の合計5名で構成する。
 - 3 正社員選定委員会委員は、会長の推薦により編成される。
 - 4 正社員選定委員会の外部委員は、次の各号のいずれにも該当しない者を選任する。
 - (1) 本協会又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ)の業務を執行する者又は使用者
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む)
 - 5 正社員選定委員会の議決は、委員の5分の4が出席し、その4分の3をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
 - 6 正社員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(正社員の選定)

- 第 6 条 正社員は、第4条(正社員の推薦)により推薦された正社員候補者のうちから、正社員選定委員会の議決によって選定する。
- 2 特定の正社員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、正社員現在数の3分の1を超えてはならない。
 - 3 正社員選定委員会に正社員候補者を推薦する場合には、次の各号の事項のほか、当該候補者を正社員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と本協会及び役員等(理事、監事及び会員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
 - 4 正社員選定委員会は、第4条(正社員)に規定する正社員の定数を欠くことになる場合に備えて、補欠の正社員を選定することができる。この場合、次の各号の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の正社員である旨
 - (2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の正社員の補欠の正社員として選定する場合は、その旨及び当該特定の正社員の氏名
 - (3) 同一の正社員(2人以上の正社員の補欠として選定した場合にあっては、当該2人以上の正社員)につき2人以上の補欠の正社員を選定する場合は、当該補欠の正社員相互間の優先順位
 - 5 前項の補欠の正社員の選定に係る議決は、当該議決後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで、その効力を有する。

(正社員の職務)

- 第 7 条 正社員は、本規程に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し必要と認められる事項について助言する。

(正社員の任期)

第8条 正社員の任期は、選定後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した正社員の補欠として選定された正社員の任期は、退任した正社員の任期の満了する時までとする。
- 3 正社員は、第3条(正社員)に規定する定数に足りなくなる場合は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選定された者が就任するまで、なお正社員としての権利義務を有する。

(正社員の定年制)

第9条 正社員は、就任時において、その年齢が75歳未満でなければならない。なお、正社員が任期の途中において75歳の満年齢を迎えた場合は、その正社員は任期が満了するまで正社員として在任することとする。

(正社員の報酬)

第10条 正社員は、無報酬とする。

- 2 正社員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める「役員及び特別委員会等の報酬並びに費用に関する規程」による。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 社員総会は、すべての正社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の各号の事項について議決する権限を有する。ただし、第5号から第7号の事項については、併せて理事会の議決を要するものとする。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 正社員に対する費用等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外
- (8) その他社員総会で議決するものとして法令又は定款で定められた事項

(社員総会の開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(社員総会の招集・議長)

第14条 社員総会の議長は、会長が行う。

- 2 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき、会長が正社員に対し、付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、開催の日の7日前までに書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、正社員は会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、正社員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく社員総会を開催することができる。
- 5 前項の規定により社員総会を開催する場合には、正社員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(正社員提案権)

第15 条 正社員は、会長に対し、一定の事項を評議員会の目的とするなどを請求することができる。この場合において、その請求は、社員総会の日の4週間前までになされなければならない。

- 2 正社員は、社員総会において、社員総会の目的である事項につき議案を提出することができる。
又、正社員は、社員総会の日の4週間前までに、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録して正社員に通知することを請求することができる。

(定足数等)

第16 条 社員総会は、正社員の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。

- 2 役員及び執行組織の長並びに特別委員会の長は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

(正社員の議決権)

第17 条 各正社員は、社員総会における1議決権を有する。

- 2 やむを得ない事由のために社員総会に出席できない正社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正社員のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

(決議)

第18 条 社員総会の議決は、決議について特別の利害関係を有する正社員を除く正社員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、正社員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の決議事項は、決議について特別の利害関係を有する正社員を除く出席正社員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 本法人の解散及び継続
- (7) 合併契約の承認
- (8) その他法令又は定款で定められた事項

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席者した理事並びに正社員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が、署名又は電子署名もしくは記名押印の上これを保存する。

第4章 役員等

(役員)

第 20 条 本協会には、次の各号の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、2名を常務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 5 監事は、本協会の職員又は本協会の委員会その他の機関の構成員を兼ねることができない。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、就任日の属する年度の定時社員総会までに、社員総会の議決によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決によって理事の中から選任する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合又は欠けた場合は、その職務を代行する。会長の職務を代行する副会長は、年長の副会長1名とする。
- 4 専務理事は、理事会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、専務理事に事故ある場合又は欠けた場合は、その職務を代行する。専務理事を代行する常務理事は、年長の常務理事1名とする。
- 6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 24 条 役員の任期は、前任者の任期満了日の翌日から選定後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、会長の再任は連続3期まで(期の途中に就任した場合はその期を含めない)とし、更なる再任は1期以上の空白期間を置いた後でなければならない。

- 2 補欠として選定された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第20条(役員)第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後ににおいても、新たに選定された者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

(役員の定年制)

第 25 条 代表理事である会長及び副会長を除く役員は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。なお、会長及び副会長を除く役員が任期の途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、その役員は任期が満了するまで役員として在任することとする。

(役員の解任)

第 26 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会において、決議について特別の利害関係を有する正社員を除く出席正社員の過半数以上の議決により解任することができる。ただし、この場合、社員総会で議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められる場合

(役員の報酬)

第 27 条 常勤の役員には、その職務の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤の役員には、理事会に出席する都度、日額で報酬を支給することができる。
- 3 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、社員総会の議決により別に定める「役員及び特別委員会等の報酬並びに費用に関する規程」による。

(取引の制限)

第 28 条 理事が次に掲げる取引を行おうとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
 - (3) 本協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引を行った理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第 29 条 本協会は、「役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、役員がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員の執務執行の状況其の他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の議決によって免除することができる。

- 2 本協会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の議決によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円または法令に定める額のいずれか高い額とする。

(名誉役員)

第 30 条 本協会に名誉役員を置くことができる。

- 2 名誉役員は、本協会の理事又は監事としての地位を有しない。
- 3 名誉役員は、理事会の議決を得て会長が委嘱する。
- 4 名誉役員に関する事項は、理事会において別に定める。

第5章 理事会および常務理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、定款に定める次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 事務局長、副事務局長、執行組織の長、特別委員会の委員及び長の選定及び解職
- (5) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項
- (6) その他理事会で決議するものとして法令で定められた事項

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 主たる事業所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令又は定款に適合するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 第29条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第33条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、3か月に1回、毎年計4回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から、理事会の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により会長に招集の請求があつたとき
- (3) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があつたとき
- (4) 前第2号及び第3号の請求があつた日から5日以内にその請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事又は監事が招集したとき

(招集)

第34条 理事会は、前条第3項第4号の場合を除き、会長が書面または電磁的方法にて招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を書面又は電磁的方法にて招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号及び3号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を収集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日に1週間前までに、各理事及び監事に対して書面又は電磁的方法において、その通知をしなければならない。
- 4 前項の規定に係らず理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。副会長が事故あるときは、理事会を開催し他の理事の中から議長を定める。

(定足数及び決議)

第 36 条 理事会の決議は、本協会の定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(理事の決議権)

第 37 条 各理事は、理事会における 1 議決権を有する。

2 出席理事のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(常務理事会の構成・機能)

第 39 条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事、事務局長および担当理事をもって構成する。

- 2 常務理事会は、理事会から委任された事項および緊急に処理すべき事項を決議する。
- 3 常務理事会において決議した事項は、理事会に報告し、その承認を求めるなければならない。
- 4 常務理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 常務理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。なお、議事および議事録の作成については、本規定の理事会に関する規定を準用する。
- 6 出席した会長(会長が出席しなかったときは出席した理事)は、前項の議事録に記名押印する。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 22 条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、副会長、専務理事及び監事は、これに記名押印又は署名し、理事会の日から10年間本法人の主たる事務所に保管する。

第6章 倫理委員会

(倫理委員会の設置)

第 42 条 定款、本規程及びこれに付随する諸規程(以下「本規程等」という)に対する違反行為(競技及び競技会に関するものを除く)について調査、審議及び懲罰案の理事会への提出並びに本規程等に関連する紛争の和解斡旋を行うため「倫理委員会」を設置する。

(組織および委員)

第43条 倫理委員会は、委員長及び2名以上5名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、バスケットボールに関する経験と知識を有し、又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者のうちから、理事会の議決を得て会長が任命する。
- 3 委員は非常勤とする。

(委員の任期)

第44条 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選定された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(委員長・収集・議長)

第45条 委員長は委員が互選する。

- 2 倫理委員会は、理事会の諮問又は会長の申出があった場合に委員長が招集する。
- 3 倫理委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 倫理委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、また議決することができない。
- 5 倫理委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 6 委員長に事故ある場合は、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代行する。

(所管事項)

第46条 倫理委員会は、本協会に加盟又は登録する団体(加盟チーム、高松ファイブアローズ、市町村バスケットボール協会、各種の連盟、以下本条において「加盟・登録団体」という)及び個人(選手、指導者等チームスタッフ、審判及び役職員その他の関係者、以下本条において「選手等」という)による本規程等に対する違反行為(競技及び競技会に関するものを除く)について調査及び審議を行った上、答申を作成し、これを理事会に提出する。

- 2 倫理委員会は、加盟・登録団体及び選手等に関連する次の各号の紛争について、当事者の申立てに基づき和解を斡旋するものとする。ただし、倫理委員会に準ずる組織または機能を保有する加盟・登録団体(加盟チームを除く)における紛争については、当該団体の決定によるものとする。
 - (1) 本協会に参加・登録する役員・選手等に関する社会からの相談案件
 - (2) 本規程等に関する権利・義務に関わる紛争

(運営規程)

第47条 倫理委員会の運営に関する事項は、本規程に定める事項を除き、理事会が制定する「倫理委員会規程」の定めるところによる。

第7章 規律委員会

(規律委員会の設置)

第48条 公式競技会における審判員による退場処分の対象となる違反行為を除いた競技及び競技会に関連する違反行為の規律・懲罰問題の処理にあたるため「規律委員会」を設置する。

(審議事項)

第49条 本委員会は、日本協会が定める「公式競技会における違反行為に対する懲罰基準」に該当する事案が発生したときに審議を行うものとする。

(懲罰の種類)

第 50 条 本委員会が取り扱う懲罰の種類は、日本協会基本規程第10章第 2 節の規程に準ずるものとする。

(懲罰の決定)

第 51 条 懲罰については、本委員会の調査及び審議を経て、理事会が決定する。

(委員の構成)

第 52 条 本委員会は、会長、副会長、専務理事、常務理事、幹事、該当専門部・連盟の代表者をもって構成する。ただし、構成員が懲罰の対象となったときは委員から除外する。

(委員長・招集・議長)

第 53 条 委員長は、会長がこれにあたる。会長に事故あるとき又は、会長が懲罰の対象者となったときは年長の副会長がこれにあたる。

- 2 本員会は、該当する事案が専務理事に報告された時、委員長と相談のうえ委員長が収集する。(各種別の委員及び大会責任者等は、該当すると思われる事案が発生した場合は、専務理事に報告すること。)
- 3 本員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 本委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、又は決議することはできない。
- 5 本委員会の議事は、出席者の過半数をもって決議する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(運営規程)

第 54 条 規律委員会の運営に関する事項は、本規程に定める事項を除き、理事会が制定する「規律委員会規程」の定めるところによる。

第 8 章 執行組織及び委員会

(執行組織の配置)

第 55 条 本協会の事業遂行上必要ある場合は、理事会の議決を得て執行組織を置くことができる。又、執行組織の下部組織として、専門事項を検討する委員会を、理事会の承認に基づき設置し、効率的な業務遂行に努める。

(組織及び委員)

第 56 条 各執行組織は、それぞれグループ長及び若干名のグループ委員をもって構成する。

- 2 各グループの長及び委員は、本協会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、グループ長が選任し、理事会の承認を得る。

(委員の任期)

第 57 条 各執行組織の長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選定された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(執行組織の招集・議長)

第 58 条 各執行組織は、それぞれのグループ長及び委員長が招集し、グループ長・委員長がその議長となる。

- 2 各執行組織の招集は、各委員に対し会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合はこの限りではない。

(所管事項)

第 59 条 各執行組織は、業務を効率的に遂行するため、所管事項を定める。

- 2 各執行組織は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、または諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
- 3 2つ以上の執行組織の所管事項に該当する事項については、合同部会を開催し、又はグループ長間で協議したうえ、理事会に付議するものとする。

(グループ長の権限)

第 60 条 各執行組織の長は、次の各号の権限を有する。

- (1) 委員を選任し、理事会の承認を得ること
- (2) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと
- (3) 緊急を要するため、理事会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること
- 2 各執行組織の長は、前項第3号の決定を行った場合には、次の理事会において、これを報告しなければならない。

(事務局との連携)

第 61 条 各執行組織は、事業の実施に関してはあらかじめ本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

(委員会)

第 62 条 各執行組織は、その所管事項に関する業務遂行のため、理事会の承認を得て、そのグループの事案にふさわしい委員および学識経験者をもって構成する委員会を設置することができる。

(有給委員)

第 63 条 各専門委員会に、有給専門職を置くことができる。

- 2 有給専門職に関する事項は、理事会が定める。

(規則の制定)

第 64 条 各執行組織は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、規則を制定することができる。

(特別委員会)

第 65 条 本協会は、執行組織の所管に属しない特定の案件を調査・審議するために、特に必要と認めた場合、理事会の議決を得て、特別委員会を(原則として時限的に)置くことができる。

- 2 特別委員会の運営についての規則は、理事会において定める。

第9章 事務局

(総則)

第 66 条 本協会の事務を処理するため、事務総長及び事務局を置く。

- 2 事務総長は専務理事がこれを務める。
- 3 事務局には事務局長及び職員を置くことができる。
- 4 事務局長及び職員は有給とすることができる。

(事務局に関する規程)

第 67 条 本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する細則は、事務総長の定めるところによる。

(本規則の改廃)

第 68 条 本規程の改定・廃止は、理事会の決議により決定される。

[附則 1] 1. 本規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2. 設立時の加盟団体、参加の連盟、認定団体は、別表1のとおりである。

3. 設立時の執行組織及び特別委員会は、別表2のとおりである。

[附則2] 1. 本規程は、平成 29 年 1 月 31 日に、常務理事会および規律委員会に関する事項を追加し、同日から施行する。

以 上

別表1 加盟団体・傘下の連盟・認定団体(平成28年4月1日現在)

1. 加盟団体(県内各市町のバスケットボール協会:第 53 条関係)

- (1) 高松市バスケットボール協会
- (2) 小豆島バスケットボール協会
- (3) 坂出市バスケットボール協会
- (4) 丸亀市バスケットボール協会
- (5) 善通寺市バスケットボール協会
- (6) 三豊観音寺バスケットボール協会

2. 傘下の連盟(県下で組織されたバスケットボール競技団体:第 54 条関係)

- (1) 株式会社 ファイブアローズ
- (2) 香川県実業団バスケットボール連盟
- (3) 香川県クラブバスケットボール連盟
- (4) 香川県家庭婦人バスケットボール連盟
- (5) 香川県学生バスケットボール連盟
- (6) 香川県高等専門学校バスケットボール連盟
- (7) 香川県高等学校体育連盟バスケットボール部
- (8) 香川県ジュニアバスケットボール連盟
- (9) 香川県ミニバスケットボール連盟

3. 認定団体(協働する団体:第 55 条関係)

- (1) 香川県バスケットボール・リーグ
- (2) 香川県障害スポーツバスケットボール

別表2 執行組織及び特別委員会(平成29年1月31日現在)

1. 執行組織

- (1) 総務グループ
- (2) 審判グループ
- (3) 事業グループ
- (4) 強化・育成グループ

2. 特別委員会

- (1) 倫理委員会
- (2) 規律委員会

以上